

## 令和 8 年度女性デジタル人材育成事業委託業務 公募型プロポーザル審査要領

令和 8 年度女性デジタル人材育成事業委託業務に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和 8 年度女性デジタル人材育成事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

### 2 審査の項目及び点数

総合点数は 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

<u>(1) 運営スケジュール、運営体制</u>	<u>(5 点)</u>
<u>(2) 業務内容</u>	<u>(75 点)</u>
<u>(3) 業務遂行能力</u>	<u>(15 点)</u>
<u>(4) 県が推進する施策への取組</u>	<u>(2 点)</u>
<u>(4) 経費見積書</u>	<u>(3 点)</u>

### 3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時、場所（予定）  
日時：令和 8 年 4 月 27 日（月）午前 10 時～  
場所：〒780-0870 高知県高知市本町 4 丁目 1-37  
高知県立人権啓発センター
- (2) プレゼンテーション
  - ① プレゼンテーションの時間は 1 社 20 分（予定）とします。
  - ② 順番は別途お知らせします。
  - ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。  
※ プレゼンテーションの時間および審査委員からの質疑の時間については、参加事業者数により調整する場合があります。

### 4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼ

ンテーションに対する審査を行います。

- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙1「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、審査委員の総合得点の平均が60点未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

## 審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
運営スケジュール、運営体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要な作業やスケジュールを把握できているか。</li> <li>・ 事業を円滑に実施する運営体制となっているか。</li> </ul>	5
業務内容	<p>〈広報計画〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本業務の目的に合った就労意欲のある受講生を集め、受講生 80 名以上という目標の達成が期待できるか。</li> </ul>	10
	<p>〈啓発〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内女性に広く情報発信ができる内容となっているか</li> <li>・ デジタルスキルの習得・活用により柔軟な働き方は自分にも実践できるという意識の醸成や、働き方の選択肢や就労機会を広げる内容となっているか。</li> </ul>	10
	<p>〈講座〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労の想定が女性が働くうえでの課題を解決するものになっており、その就労につながるものが期待できる講座の内容になっているか。</li> <li>・ 受講者が講座修了まで継続的に学習できる工夫がされているか。</li> </ul>	25
	<p>〈就労支援〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的で現実的且つ女性の働き方の選択肢を増やし、または所得を向上させる就職先の案や、フリーランス育成の効果的な方策があるか。</li> <li>・ KPI（就労者数 30 名以上）を達成するために必要な就労に向けたサポートの手法が現実的で期待できるか。</li> </ul>	30

業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的や意義について理解し、滞りなく業務遂行ができ、信頼して事業運営を任せられるか。</li> </ul>	15
県が推進する 施策への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内事業者（高知県内に本店を有する者）であるか</li> </ul>	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こうち男性育休推進企業に登録しているか</li> </ul>	1
経費見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費は企画提案内容に対して妥当な金額となっているか。</li> </ul>	3

## 県が推進する施策への取組 証拠書類一覧

項目	提出資料
県内事業者	「競争入札参加資格者登録名簿」の写し
こうち男性育休推進企業	特設サイト「高知のイマドキ夫婦はブントン夫婦」の「こうち男性育休推進企業」紹介ページに掲載されている自社の情報をプリントアウトしたもの <a href="https://www.pref.kochi.lg.jp/buntanfuufu/company/">https://www.pref.kochi.lg.jp/buntanfuufu/company/</a>